

第 3 2 号議案

豊川市青少年問題協議会条例の一部改正について

豊川市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 2 6 年 2 月 1 9 日提出

豊川市長 山 脇 実

豊川市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例

豊川市青少年問題協議会条例（昭和 3 0 豊川市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「委員」を「会長及び委員」に改め、同条第 3 項中「前項」を「第 2 項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「法第 3 条第 3 項の規定により学識経験がある者で任命された」を削り、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 青少年の健全育成活動の関係者
- (3) 社会教育の関係者
- (4) 関係行政機関の職員

第 3 条中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項を第 3 項とし、第 1 項を第 2 項とし、同条に第 1 項として次の 1 項を加える。

会長は、市長をもって充てる。

附 則

この条例は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、地方青少年問題協議会法の一部改正に伴い、青少年問題協議会の組織及び委員の委嘱の基準を定めるため必要があるからである。